

福 議 委 号  
平成 2 9 年 5 月 9 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会  
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 3 月会議（平成 2 9 年 3 月 1 0 日）において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	1 国道 2 2 8 号線の改良について	2 社会教育施設利用料について（他所管に関する事項について）	3 福島町定住促進住宅基本計画及び建設用地取得について（他所管に関する事項について）
調査期間	平成 2 9 年 4 月 2 8 日（1 日間）		
出席委員	委員長 川 村 明 雄 委員 滝 川 明 子 委員 平 野 隆 雄	副委員長 木 村 隆 委員 佐 藤 孝 男 委員 溝 部 幸 基	
欠席委員	なし		
委員外議員	議員 杉 村 志 朗 議員 熊 野 茂 夫		
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 総務課長 工藤 泰 企画課長 住吉 英之 企画課長補佐 村田 洋臣	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 教育長 前田 勝広 教育委員会事務局長 鎌田 一志 西田 真弓 社会教育主事 西原 聡 生涯学習係長 阿部 孝憲	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 総務課長 工藤 泰 総務課参事 小鹿 一彦 企画課長 住吉 英之 企画課長補佐 村田 洋臣 建設課長 木村 文年
議会事務局職員	事務局長 阿 部 憲 一 次 長 鍋 谷 浩 行 主 査 谷 藤 悟		

## **[委員会意見]**

### **調査事件 1 国道 228 号線の改良について**

**(平成 29 年 4 月 28 日調査)**

国道 228 号線は地域住民にとって生活を支える根幹的社会基盤となっているが、台風・爆弾低気圧による暴風雨・越波等に弱く、たびたび通行止めが発生している。しかし、災害時の迂回路等の抜本的解決手段として要望している「地域高規格道路松前半島道路」の整備は進んでいない。このような中で、松前半島道路建設促進期成会構成市町、函館開発建設部において現道の課題等を整理した資料等が示されたので、課題整理の状況や要請活動の方向性など、今後の対応方法を確認、調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

### **【論点とした調査項目及び意見】**

#### **1. 国道 228 号線の改良について**

松前半島道路の要望については、継続して要望しているとのことであるが、未だ調査路線昇格に至っていない。平成 28 年度は松前半島道路に絞って要望活動を実施し、構成四町の首長がはじめて国土交通省北海道局長に現状と課題を伝え、構成町の実態を強く印象付けることができたとのことであり、引き続き構成市町と協力して要望活動を進められたい。

松前半島道路の整備には時間も相当掛かることから、吉野・白神間町道の道道昇格、迂回路要望については、厳しいとのことであり、道が実施主体となっている島前林道を来年度以降整備する計画が進んでいるとのことから、どの程度迂回路として利用できるのかが視点となると思慮されるので、十分注視し積極的に情報収集し、状況に応じて議会に提示願いたい。

## [委員会意見]

### 調査事件 2 社会教育施設利用料について (他所管に関する事項について)

(平成 29 年 4 月 28 日調査)

平成 29 年 2 月 22 日開催の総務教育常任委員会において、町民プールの利用料無料化を含む「第 2 次福島町まちづくり行財政推進プランの変更について」を調査し、委員会意見として町民プール利用料については「他の社会教育施設との整合性」を指摘し再度検討願いたいとしていたが、定例会 3 月会議においても調査時と同じ内容で議案が提出されたことから、修正動議により町民プール無料化を除く修正案が提出され可決している。このたび、町より委員会意見を踏まえて社会教育施設利用料の見直し案が示されたので内容を確認・調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

なお、4 月 25 日開催の広報・広聴常任委員会（総務教育部会）において、町内スポーツ団体との懇談を行ない、下記のような意見があり、今委員会の参考とした。

〈スポーツ団体との懇談会意見〉

パークゴルフ場については見直しによる町外利用者の利用料を含めた引下げは歓迎する。収入額が少額で財政的影響がないとの判断である場合ならば、町民プールより収入額の少ないナイター施設も同じ判断を加えるべきである。町民プールは基本的に有料であるべきで、無料の対象区分の拡張(高齢者・障がい者等)を検討すべきである。

## 【論点とした調査項目及び意見】

### 1. 社会教育施設利用料の見直し案について

#### (1) 総合体育館

現状の施設の運営方法としての利用料無料は、了承する。

#### (2) 町民プール

① 使用料を無料とする提案に対しては平成 25 年度に提案されてから所管の常任委員会の意見が示されており、町民負担の公平・平等の原則、行財政運営の理念・基本方針、他の施設との総合的な使用料見直し検討等を指摘しているが、抜本の見直しや分析が行われないまま今日まで推移している。

② 町長は、一度合併論議前の状態（無料）にリセットしたいとのことであるが、自立の道を歩むに至った状況に鑑み無料ではなく引下げの対象施設としての区分が妥当であると思慮する。スポーツ団体の意見、又、納税者である町民の意見も全面的無料には抵抗があること等を熟慮することが必要と判断する。

③ 当該施設の見直し案については、委員会内においても意見が分かれ委員間での意見交換・討議でも纏まらず、全会一致でないことから、多数意見と少数意見を付記する。

イ. 多数意見：見直し案を了承しない。・・・4名

以前の委員会意見同様、他の施設との公平性、平等性を考慮すると、当該施設を無料とするのは問題があると考える。

今回のファミリースポーツ公園利用料の見直し案の算定を基準とした利用料とする。

A. 町民は無料・町外は有料とする意見が1名

B. 高校生までの児童生徒、65歳以上の高齢者及び障がい者を無料、それ以外の利用料1日100円をベースにシーズン券・回数券の料金を算定するという意見が3名

ロ. 少数意見：見直し案を了承する。・・・2名

町民プールの設置目的は学校プールの代替施設という位置づけが強くなり、パークゴルフ場等と違い当初は無料の施設であったことから、町の財政状況を鑑みた上での今回の見直し案に賛成する。

### (3) ファミリースポーツ公園（パークゴルフ場）

見直し案については、了承する。

## 2. その他

今回の委員会資料を見て、社会教育施設の利用料については教育委員会においてもきちんと検討・整理されていないことを憂慮する。3月会議にて議決され、今回の見直し対象施設には該当していないナイター利用料については、4月から引き下げられているものの、他の施設（総合体育館・パークゴルフ場・町民プール）の使用料の考え方からすると利用者負担が高く、公平性・平等性という点で疑義が残ることから、改正したばかりではあるが見直しについて検討されたい。

## [委員会意見]

### 調査事件 3 福島町定住促進住宅基本計画及び建設用地取得について (その他所管に関する事項について)

(平成 29 年 4 月 28 日調査)

平成 27 年 1 月に策定した第 5 次福島町総合計画において、若者等の定住対策と子育て環境の充実を目標の一つに位置づけており、町では平成 29 年 3 月に「福島町定住促進住宅基本計画」を策定している。今般、当該計画と建設用地取得に係る具体的な内容が示されたので、定住促進事業に係る町の考え方について確認・調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目及び意見】

##### 1. 福島町定住促進住宅基本計画について

###### (1) 検討委員について

今回の計画を策定するに当たり、町内の若手建築業者と役場職員が検討委員になっているが、若者定住、子育て世帯を対象と考えた場合、検討委員の招集範囲が偏っていると言わざるを得ない、実施に向けた具体的な方向性等を決める次の段階では、子育て世代の代表等から広く意見を伺う機会を設定するよう検討願いたい。

###### (2) 基本計画の策定経緯について

当該計画については、町長の選挙公約に基づいて対応したとのことだが、資料を見ると、建設場所・コンセプトが特定された印象が強く、検討会メンバーの新たな発想、自由闊達な意見交換ができづらい状況で検討されていたと推察される。選挙公約は理解するが、まず若者の定住促進について基本的な検討や町民の意見を聞くべきであり、その後に場所や建物といった具体的な検討を行うのが本来の流れだと思慮する。

##### 2. 今後のスケジュールについて

示されたスケジュールでは、先に土地開発基金により土地を取得し、その後、定住促進住宅計画を第 5 次総合計画へローリング掲載するとなっているが、現況は、町有地の活用・処分、移転による空家の増、民有地の空洞化等で、すでに土地開発基金を活用し先行投資で土地を取得し公共施設整備を進める環境にないと判断する。

総合計画条例の趣旨からも、総合計画の平成 29 年度ローリングに若者定住対策としての町有住宅建設、関連用地の取得を掲載し、そのうえで、町民・議会に明確に見えるよう、一般会計で土地の購入費用を予算化、平行し

て土地開発基金を処分(整理廃止)し、財源に充当する方向で検討願いたい。

### 3. 取得予定の用地について

調査の前段で現地を確認したが、福島川浚渫土砂の埋立量は厩大であり、当該土地についてはこれまでの経緯から購入せざる得ないと思慮する。しかし資料では当該土地の面積が公簿面積よりも大きく1万㎡程とのことであるが、所有者はこれまで公簿面積を基に固定資産税等を納めてきたことから、実測面積による土地の取得に当っては、当町の土地・住宅等の事情を所有者に理解いただき、購入価格をできるかぎり抑えなければ、町民の理解を得ることは難しいと思慮する。

### 4. 総括意見

今回の調査において示された基本計画については、その策定手法が些か性急な印象を受けると共に、取得が予定される土地ありきの計画に見える、まず、土地の取得について調査を行い、その後取得する土地の活用方法について調査を行うべきではなかったかと思慮する。

また、土地に関して資料で示しているような経緯があるのであれば、早い段階で議会に報告すべきであり、これまでの経緯を含め議会に説明がなかったことについては遺憾であり今後このようなことが無いよう、議会への対応を配慮されたい。

なお、意見交換の中で町長から、今後、段階を踏んで計画を進めるとの説明があったことから、引き続き調査を継続する。